

令和6年6月27日

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入します

福島市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現のため、7月1日より福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入します。

記

1 導入開始日

令和6年7月1日（月）

2 制度の概要

性別や性自認、性的指向等にかかわらず、性的少数者や事実婚カップルの二人が、互いを人生のパートナーとして約束した関係を市に宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公に証明する制度。また、パートナーシップを宣誓した二人に子や親がいる場合（養子、養親含む）、あわせてファミリーシップを宣誓することもできる。

3 宣誓の要件

- （１）双方が成年（１８歳以上）であること
- （２）いずれか一方が本市に住所を有していること
- （３）双方に配偶者がいないこと
- （４）他の者とパートナーシップ関係にないこと
- （５）宣誓をしようとする者同士が近親者でないこと
- （６）ファミリーシップの宣誓の場合、対象とする１５歳以上である子及び親について、本人の同意があること

4 宣誓の手続き

- （１）宣誓日の予約 （２）必要書類の事前提出
- （３）宣誓書への署名 （４）宣誓書受領証および受領証カードの交付

5 宣誓により受けられる主な行政サービス等

【生活・税関係手続き】

- （１）救急車への同乗 （２）市営住宅の入居申し込み
- （３）住民票、記載事項証明書の交付 （４）住民票上の続柄を「縁故者」に選択可 など

【こども・教育関係手続き】

- （１）子育てに関する相談・各種教室 （２）放課後児童クラブへの送迎（引き渡し）
- （３）市立保育所、認定こども園、幼稚園への送迎（引き渡し）
- （４）母子健康手帳の交付、乳幼児健診 など

【保健・福祉関係手続き】

- （１）災害見舞金の申し込み （２）障がい福祉サービスの各種申し込み
- （３）介護保険にかかる各種申請 （４）指定難病医療費受給者証関連の申請 など

【その他手続き】

- （１）空き家リフォーム支援補助金の申請 （２）福島市ＵＩＪターン移住支援金の申請
- （３）福島市結婚新生活支援事業補助金の申請 （４）職員の手当・休暇等 など

記者配布資料

6 制度導入の効果

婚姻とは異なり法的効力はありませんが、一定のサービスを受けられるなど、日常生活において不便や生きづらさを抱えている方の心理的な軽減が図られるとともに、多様性を認め合い尊重する社会の実現につながると期待される。

7 その他

- (1) 受付窓口は、男女共同参画センター（本町2番6号 ウィズ・もとまち2階）
- (2) 個室での受付対応（プライバシー保護のため）

担当:総務部男女共同参画センター 所長 木村、主任 酒井 電話 024-525-3784(直通)
--

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度_7月1日（月）よりスタート！

県内3例目

制度の概要

性別や性自認、性的指向等にかかわらず、性的少数者や事実婚カップルの二人が、互いを人生のパートナーとして約束した関係を市に宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公に証明する制度



対象者の定義

①パートナーシップ

・互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した二者の関係

※異性間の事実婚カップルを含む

②ファミリーシップ

・パートナーシップにある者とその双方もしくは一方との生計を一にする子（養子を含む。）又は当該パートナーシップにある者の親（養親を含む。）との家族としての関係

宣誓の要件

- ①双方が成年（18歳以上）であること
- ②いずれか一方が本市に住所を有していること
- ③双方に配偶者がいないこと
- ④他の者とパートナーシップ関係にないこと
- ⑤宣誓をしようとする者同士が近親者でないこと
- ⑥ファミリーシップの宣誓の場合、対象とする
15歳以上である子及び親について、本人の同意
があること



宣誓の手続き

◆受付窓口：男女共同参画センター
(本町2番6号 ウィズ・もとまち)

- ①宣誓日の予約
(宣誓希望日の前日まで)

*オンライン、電話、来所

- ②必要書類の事前提出
(宣誓希望日の前日まで)

*郵送、来所

*必要書類
宣誓届・住民票・戸籍抄本など

- ③宣誓書への署名

*宣誓するお二人で来所

*必要書類
宣誓書・本人確認書類（原本）

- ④宣誓書受領証等の交付

*交付書類
宣誓書受領証、宣誓書受領証カード



第 号

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証

氏 名

氏 名

年 月 日生

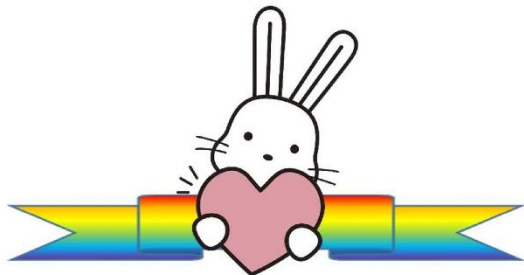
年 月 日生

宣誓日: 年 月 日

家族の氏名

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日
福島市長



第 号

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証カード

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日

本人

パートナー

年 月 日生

年 月 日生

年 月 日

福島市長



宣誓により受けられる主な行政サービス

※行政サービス一覧はホームページに掲載します

記者配布資料

【生活・税関係手続き】

- (1) 救急車への同乗
- (2) 市営住宅の入居申し込み
- (3) 住民票、記載事項証明書の交付
- (4) 住民票上の続柄を「縁故者」に選択可
- (5) 各種税証明書の交付 など

【保健・福祉関係手続き】

- (1) 災害見舞金の申し込み
- (2) 障がい福祉サービスの各種申し込み
- (3) 介護保険にかかる各種申請
- (4) 指定難病医療費受給者証関連の申請
- (5) 予防接種償還払い等の申請 など

【こども・教育関係手続き】

- (1) 子育てに関する相談・各種教室
- (2) 放課後児童クラブへの送迎（引き渡し）
- (3) 市立保育所、認定こども園、幼稚園への送迎（引き渡し）
- (4) 認可保育施設利用における認定・入所申請
- (5) 母子健康手帳の交付、乳幼児健診 など

【その他手続き】

- (1) 空き家リフォーム支援補助金の申請
- (2) 福島市UIJターン移住支援金の申請
- (3) 福島市結婚新生活支援事業補助金の申請
- (4) 職員の手当・休暇等 など

★職員の手当・休暇等

- ・本市自らが先頭になり制度の推進を図るため、職員の手当・休暇等について制度適用

【民間事業者のサービス】

- ・医療機関における入院時の面会や病状の説明、賃貸物件の入居 など

※本制度は婚姻とは異なり法的効力が及ばないため、民間事業者のサービスは協力依頼に努める

令和6年7月1日
スタート

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

制度の目的は何？

性的少数者をはじめとする多様性を認め合い、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現、市民や事業者の皆様の性的少数者に対する理解の促進、差別や偏見の解消を目指すことを目的としています。

性的少数者や事実婚の方々が「人生のパートナーとして相互に協力し合う関係」であることを宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付する制度です。

制度の対象者は？

パートナーシップ関係(互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した二者の関係)にある二人を対象としています。また、互いに子・親(養子・養親を含む)がいる場合、家族として宣誓することができます。

婚姻制度とは異なり、法律上の効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税の控除等)を生じさせるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう福島市が応援するものです。

福島市では、制度の導入にあわせて、宣誓された方々が様々な行政サービスを利用できるよう進めています。制度の認知や理解がさらに深まることで、民間事業者のサービスや従業員の福利厚生面においても可能な手続きが増えていくものと考えています。

制度がスタートしたらどう変わる？

福島市総務部男女共同参画センター

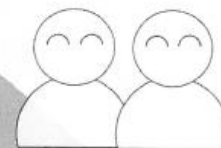
宣誓の手続き

宣誓できる方

- 二人がパートナーシップ関係にある
- 二人とも成年に達している
- 少なくとも一方が市内に居住し、かつ住民票がある(同居要件なし)
- 互いに配偶者がいない
- 他の方とパートナーシップ関係にない
- 民法で定められている近親者でない

宣誓に必要な書類

- 宣誓届
- 住民票の写し
または住民票記載事項証明書
- 戸籍抄本



①宣誓日の予約

宣誓希望日の前日までに男女共同参画センターへ直接来所、電話またはオンライン申請にてご予約ください。

●宣誓受付日時
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日、年末年始を除く)

②必要書類の事前提出

宣誓に必要な書類を、宣誓希望日の前日までに男女共同参画センターへ郵送または直接お持ちください。

③パートナーシップ宣誓書への署名

お二人で宣誓希望日に本人確認書類(原本)をご持参のうえ、男女共同参画センターへお越しいただき、宣誓書に署名していただきます。

④宣誓書受領証等の交付

宣誓日に宣誓書受領証と宣誓書受領証カードを交付します。

宣誓書受領証
(A4サイズ)

宣誓書受領証カード
(免許証サイズ)



市民の皆様へお願いしたいこと

- この制度は、法的効力を有するものではありませんが、互いの関係性への理解が得られず困難さを抱える当事者の生きづらさの緩和につながるよう、制度の趣旨のご理解をお願いいたします。
- この制度を利用する方の性的指向や性自認、制度を利用していることについて、本人の同意なく決して口外しないようお願いいたします。

お問い合わせ 福島市総務部男女共同参画センター

〒960-8035 福島市本町2番6号 TEL.024-525-3784 FAX.024-522-1528

詳しくはこちら

